富山地方検察庁における記者会見について

富山地方検察庁

富山地方検察庁は、下記のとおり、司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる記者会見を開催することとしております。

記

- 1 記者会見の開催
 - (1) 定例記者会見

原則として,毎週木曜日の午後4時30分から定例の記者会見を開催します。

(2) 臨時記者会見

重大事件の処理時等において、必要に応じ、臨時の記者会見を開催します。 なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配布することがあります。

2 参加対象者

記者会見には、司法記者クラブに所属する記者のほか、以下の①ないし⑥の会員社(以下「各会員社」という。)に所属又は⑦、⑧に該当し、かつ、あらかじめ下記3による登録申請を行い、下記4による登録手続完了のお知らせを受けた記者において参加できることとします。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる記者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる記者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方

法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

3 登録申請

- (1) 登録申請を行う記者は、富山地方検察庁検察広報官宛てに、以下の書類の全てを郵送により提出してください(下記②の場合を除く。)。
 - ア 登録申請書(後掲)
 - イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員 証等の写し、上記2⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、 また、同⑧に該当する記者については、身分(氏名及び生年月日)を証明で きるものの写し(いずれもカラーコピーでお願いします。)。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真(4.5cm × 3cm) 1 枚を添付。

- ウ 同⑦に該当するとして申請する記者は、以下の⑦に掲げるもの、同⑧に該当するとして申請する記者は、以下の⑦及び④に掲げるもの
 - (ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等(少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上)の写し
 - (イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書(後掲)
- (2) 既に他の検察庁において記者会見への参加が認められている記者については、富山地方検察庁宛てに、以下のア及びイの書類を郵送により提出してください(必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知おき願います。)。

なお、記者クラブの選定により他の検察庁における記者会見への参加が認められている記者は、上記(1)により申請してください。

ア 登録申請書(後掲)

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員 証等の写し、上記2⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、 また、同⑧に該当する記者については、身分(氏名及び生年月日)を証明で きるものの写し(いずれもカラーコピーでお願いします。)。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真(4.5cm × 3cm) 1 枚を添付。

(3) 上記(1), (2)のいずれも登録申請に期限 (〆切り) はありません。

4 登録手続完了のお知らせ

登録手続が完了した記者には、後日お知らせします。

また、登録が認められなかった記者、又は、申請書類の補充を要する記者には、 その旨お知らせします。

5 登録有効期限等について

登録の有効期限は、登録手続が完了した日の属する年度末(3月31日)までです。

なお、登録の更新手続は、上記有効期限の1か月前から行うことができます。 更新手続の詳細につきましては、おって、お知らせします。

6 記者会見のお知らせ

上記1の記者会見を開催するときは、各会員社に所属する記者については当該会員社宛てに、上記2⑦、⑧に該当する記者については当該各記者宛てに、メール等適宜の方法により、同会見の開始時刻等をお知らせします。

7 登録申請書郵送及び問合せ先

〒 939-8510 富山市西田地方町 2 - 9 - 1 6 富山地方検察庁 検察広報官宛て 電話 076-421-4007 (メール・FAXでの問合せには応じておりません。)

以上

富山地方検察庁記者会見 登録申請書

大正 ・ 昭和 ・ 平成	年	月	日 生
住所:			
TAX:			
有する者 ⑧ 上記①~⑦に該当しない者 [*]	④ 日本民間放送連⑥ 日本インターネッ登録証の保持者で、十で、上記の各会員社が	盟会員社 ト報道協会会員 分な活動実績・9 発行する媒体に乳	実態を
記事等を提供するなど、十分が 有【	な活動実績・実態を有す 	- - 無 	
	住所: 電話: FAX: ① 日本新聞協会会員社 ③ 日本地方新聞協会会員社 ⑤ 日本雑誌協会会員社 ⑦ 外務省が発行する外国記者 有する者 ⑧ 上記①~⑦に該当しない者 記事等を提供するなど,十分で	住所: 電話: FAX: ① 日本新聞協会会員社 ② 日本専門新聞協。 ③ 日本地方新聞協会会員社 ④ 日本民間放送連。 ⑤ 日本雑誌協会会員社 ⑥ 日本インターネッ ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十 有する者 ⑧ 上記①~⑦に該当しない者で、上記の各会員社が記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有す 有 【 検察庁】・	住所: 電話: FAX: ① 日本新聞協会会員社 ② 日本専門新聞協会会員社 ③ 日本地方新聞協会会員社 ④ 日本民間放送連盟会員社 ⑤ 日本雑誌協会会員社 ⑥ 日本インターネット報道協会会員者 ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・写有する者 ⑧ 上記①~⑦に該当しない者で、上記の各会員社が発行する媒体に認記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有する者

※「他の検察庁への登録の有無」欄の「有」にOをした記者であっても、記載欄のすべてに漏れなく記入してください。また、「他の検察庁への登録の有無」欄の「有」にOをした記者については、当該検察庁に対し、登録の内容等を確認しますので、御承知おき願います。

富山地方検察庁記者会見参加規約

- 1. 当庁に来庁している事件関係者の方々のプライバシーを保護する必要があるため、記者会見場以外には絶対に立ち入らず、また、これら関係者のプライバシーを侵害するような行為に及ばない。
- 2. 記者会見場はもとより、庁舎内の行動に当たっては職員の指示に従う。
- 3. 記者会見中に会見状況を画像、音声又は電子情報等で配信しない。
- 4. ビデオカメラ,カメラ等による撮影は、当庁が事前に許可した場合を除き、行わない(当庁が許可した場合であっても、撮影は冒頭部分のみとし、撮影方法等については職員の指示に従う。)。
- 5. 参加希望者多数の場合は、抽選又は先着順等適宜な方法で参加者が限定される場合があることを了解する。
- 6. 記者会見等の適正かつ円滑な進行を阻害するような行為をしない。

上記参加規約を遵守することに同意し、登録の申請をします。

平成 年 月 日 署 名 (印)

証 明 書

下記の記者は、当社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有することを証明する。

会 社 名	
代表者氏名	(印)
担当者氏名·連絡先	
記	
記者氏名	
活動実績等の概要 (署名記事を提供 した媒体の名称及	
びその記事の概要 等)	